

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定を受けるための申請書 必要書類

番号	提出書類名				審査内容
	書類	関係法令	様式番号	提出部数	
1	工事事業者指定申請書	水道法第25条の2、同施行規則第18条	第1号	1部	法人にあっては名称、所在地並びにその代表者及び役員の氏名、個人にあっては氏名及び住所の記載がされているか。
					事業の範囲の記載がされているか。
					給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数の記載がされているか。
					給水区域において、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号の記載がされているか。
2	機械器具調書	水道法施行規則第18条及び20条	第1号別表	1部	金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具を有しているか。
					やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具を有しているか。
					トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具を有しているか。
					水圧テストポンプを有しているか。
3	誓約書	御嵩町指定給水装置工事事業者規程第4条	第1号	1部	次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者 キ 法人であつて、その役員のうちにアからカまでのいずれかに該当する者があるもの
4 (法人)	定款の写し (法人の場合)	水道法施行規則第18条		1部	奥書証明がしてあるか。【令和〇年〇月〇日現在】
	登記簿謄本の写し (法人の場合)	水道法施行規則第18条		1部	商号、役員に関する事項等を記載した登記簿謄本(法務局交付 発行日から3ヶ月以内のものか。)【令和〇年〇月〇日発行】
4 (個人)	住民票又は外国人登録証明書の写し (個人の場合)	水道法施行規則第18条		1部	市町村長交付(発行日から3ヶ月以内のもの)
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	水道法第25条の4第1項、同施行規則第22条	第3号	1部	選任する主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号の記載がされているか。(※工事指定業者指定申請書に記載された者と同じ者)
6	給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し			1部	厚生労働大臣認可又は(財)給水工事技術振興財団理事長発行【第〇〇〇〇号】

※書類提出時に、申請手数料として10,000円お納めいただきます。